

石油設備調査 記入要領

I. 一般的注意事項

1. 調査の目的

この調査は統計法に基づき、総務省の承認を得て実施され、我が国の 石油業者等が有する貯油設備の実態を調査し、石油設備に関する行政施 策の基礎資料を得ることを目的とする。

 調査対象設備 製油所、油槽所(基地を含む)の貯油設備

3. 調査対象

石油業者のうち上記2の調査対象設備を有する事業者。具体的には「石油の備蓄の確保等に関する法律」第16条、第26条、第27条、第28条に基づき届出・登録された業者(石油備蓄義務者)のうち対象施設を所有する事業者及び石油備蓄義務者が使用権を有する対象設備を所有する事業者。

- 4. 調査時点 令和2年3月末日現在のデータで記載
- 5. 調査票の提出先・報告先 〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1 資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課 あて

6. 調査票の提出方法

以下の何れかの方法により提出

郵 送:上記提出先あて、同封の封筒で送付

電子申請:①e-Gov 電子申請システム経由

URL: https://www.e-gov.go.jp/index.html

②電子メール

E-mail: toukei-houkoku@meti.go.jp

※件名は「石油設備調査報告」としてください。

- 7. 調査票提出期日 令和2年7月31日(金)
- 8. 公表の方法

令和2年度9月中に資源エネルギー庁ホームページに掲載予定

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl006/res
ults.html

9. 問い合わせ先

資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課

TEL: 0 3 - 3 5 0 1 - 2 7 7 3 FAX: 0 3 - 3 5 8 0 - 8 4 4 9

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目13番5号

KDX日本橋313ビル6F

株式会社サーベイリサーチセンター 石油需給動向等調査事務局

TEL : 0 1 2 0 - 9 3 7 - 7 2 8 FAX : 0 3 - 6 8 2 5 - 4 0 6 2 E-mail : sekiyu_setsubi@surece.co.jp

Ⅱ. 記入注意事項

〇 貯油設備

石油業者等の貯油設備(原油及び石油製品等の製造・販売等のための 貯蔵・配送基地のタンクをいい、ガソリンスタンド及びLPGスタンド は除く。)について、下記事項を参照の上、貯油設備所在地別で記入し て下さい。

- (1) 保税地域として許可された貯油設備も含めて記入して下さい。
- (2) 貯油設備は、設備の所有権ベース(タンク自体の所有権)で記載してください。
- (3) 実際の貯油量ではなく、令和2年3月末日時点に有していた貯油設備能力(消防法により許可された容量)について記入して下さい。
- *休止中タンクも含めて記載してください。
- (4) 消防法上の届出と異なる油種が入っている場合は、令和2年3月末日時点で貯蔵していた油種のタンクとして報告をお願いします。(貯蔵油種が調査対象外の油種の場合は、消防法上の届出が調査対象油種であっても、調査対象外です。)
- (5) 国備借り上げタンクは調査対象外です。
- (6) 報告いただくタンクに容量の報告下限基準はありません。(緊急時運用訓練等とは異なります。)

石油設備調査に関するQ&A集 (調査票に記入する前にご一読下さい)

<全般>

- Q1 自社所有の設備がない場合はどのように報告するのか?
- A1 お手数ですが調査票に「該当設備なし」と記載し、提出して下さい。
- Q2 調査票を電子ファイルで入手したい場合はどうすればよいか?
- A2 資源エネルギー庁 HP からダウンロードできます。

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl0
06/summary.html

もしくは、別紙1の「石油設備調査の調査票(エクセル形式)の入手方法について」をご参照下さい。

- Q3 e-Gov 経由で提出を行いたいが、マニュアル等はどこで入手すればよいのか?
- A3 別紙2をご参照下さい。

<貯油設備>

- Q4 レンタルタンクはどのように報告するのか?
- A4 <u>貴社所有の貯油設備</u>を報告して頂く調査になっていますので、レンタルタンクは記載しないで下さい。
- Q5 自家消費のみに使用しているタンクも調査の対象か?
- A5 本調査では対象外です。
- Q6 **国家備蓄借り上げタンク**は基数にカウントしてよいのか?
- A6 本調査は国家石油備蓄会社を対象としていないため、民間における国備借り上げタンクは含めないで下さい。
- Q7 関連会社 (子会社) の報告は、どのように報告すればよいか?
- A7 関連会社(子会社)に代わり親会社である会社が代行して報告して頂いても結構です。その際、事業所が複数ある場合は事業所別に記載をして下さい。
- Q8 半製品の定義は何か?
- A8 半製品とは最終製品になる前のいわゆる仕掛り品や製品から格下げされた廃油、回収油をいいます。したがって内容物の成分によって定義しているものではありません。

例えば、溶剤等の原料や潤滑油等に使用される場合は、タンクの内容物が灯油 留分であっても「粗灯油」タンクに含めないで下さい。(本調査では対象外で す。)

あくまで、ガソリン、灯油、軽油、重油として製品化される途中段階のものを

それぞれ粗ガソリン、粗灯油、粗軽油、粗重油として下さい。

- Q9 消防法上の届出と違う油種が入っている場合はどのように報告するのか?
- A9 タンク繰り等何らかの理由で消防法上の届出と違う油種が入っている場合は、 令和2年3月末現在で貯蔵していた油種のタンクとして報告をお願いします。 また、内容物がオリマルジョン等、本調査の対象油種でないものを貯蔵してい た場合は、届出が原油タンクや重油タンクであっても、基数、容量に含めない で下さい。
- Q10 スロップタンクも調査の対象か?
- A10 重油等、調査対象油種を生産する目的である場合は、調査対象です。 自家消費や、潤滑油など調査対象外の油種を生産する目的である場合は、調査 対象外です。
- Q11 休止中のタンクも調査の対象か?
- A11 休止中のタンクについては、供用されていた当時に貯蔵されていた油種のタンクとして報告をお願いします。長期間休止のタンクで貯蔵されていた油種が不明である場合は、半製品重油タンクとして報告して下さい。

以上

石油設備調査の調査票(エクセル形式)の入手方法について

① 経済産業省電子申請に関するサイトのトップページ https://www.e-gov.go.jp/index.html にアクセスし、「e-gov 電子申請」をクリックしてください



② 電子申請メニューをクリックしてください。



③ 申請(申請・代理人)をクリックしてください。



④ キーワードに「石油設備調査報告」を入力し検索してください。



⑤ 「設備調査票報告」をクリックしてください。



⑥ 最後に、書面による手続に関する情報より、設備調査票を選択し入手してください。



電子政府の総合窓口(e-Gov)の電子申請システムを使った調査票の提出について

1. e-Gov 電子申請システムについて

e-Gov 電子申請システムとは、申請・届出等の手続きを、インターネットを利用して行うシステムのことです。ホームページは以下のとおりです。

https://www.e-gov.go.jp/index.html

また、e-Gov 経由で資源エネルギー庁資源・燃料部政策課が実施する統計調査の調査票を提出する場合には、以下のプログラムのインストールが必要です。

- Java 2 Platform Standard Edition Runtime Environment 5.0 以降

(e-Govに関する問い合わせ先)

電子政府利用支援センター

URL: https://www.e-gov.go.jp/contact/#Tab2